意見書送付通知書

　年　月　日

審理員

参加人

（処分庁）が行った○○に関する処分に対する再審査請求に関して、行政不服審査法第66条第１項において準用する第30条第２項の規定により、下記の意見書等を別添のとおり提出します。

記

　　１　意見書

　　２　添付書類

（提出した物件の閲覧等）